

なかい戦略みらい会議部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、なかい戦略みらい会議設置要綱第6条の規定に基づき設置する部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(部会の目的)

第2条 部会は、「中井町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる基本的戦略のプロジェクト実現に向けた取組みが、円滑かつ効果的に遂行されるよう協議するとともに、なかい戦略みらい会議の求めに応じ必要な調査・研究する。

(設置部会)

第3条 部会の種類は次のとおりとする。

- (1) 里都まちスポーツプロジェクト部会
- (2) 里都まちブランドプロジェクト部会

(部会の所掌事項)

第4条 前条の部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 里都まちスポーツプロジェクト部会
 - ア 里都まちスポーツ戦略の策定に関する事項
 - イ 里都まちスポーツプロジェクトの推進に関する事項
 - ウ その他、里都まちスポーツプロジェクトの目的達成に必要な事項
- (2) 里都まちブランドプロジェクト部会
 - ア 里都まちブランド戦略の策定に関する事項
 - イ 里都まちブランドプロジェクトの推進に関する事項
 - ウ その他、里都まちブランドプロジェクトの目的達成に必要な事項

(部会の構成)

第5条 部会の委員は、なかい戦略みらい会議委員及び次項の中から町長が委嘱する。

2 なかい戦略みらい会議委員以外の部会委員は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民間諸団体等の代表者
- (3) 地域活動組織等の代表者
- (4) 公募による町民
- (5) その他なかい戦略みらい会議座長が必要と認めた者

(委員の任期)

第6条 部会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第7条 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会長の所掌事務)

第8条 部会長は、部会を総理し、部会の結果をなかい戦略みらい会議に報告する。

(会議)

第9条 部会は必要に応じて部会長が招集し、議長を務める。

2 部会員は、やむを得ない理由により部会に出席することができない場合は、その代理者を部会に出席させることができる。

3 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者を部会に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第10条 部会に次に掲げる事務局を置き、庶務を担当する。

- (1) 里都まちスポーツプロジェクト部会 地域支援課
- (2) 里都まちブランドプロジェクト部会 環境経済課

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月26日から施行する。